

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 20 回 表現の自由 (5)

補論. その他の判例の検討

○ 法廷メモ (レペタ) 訴訟最高裁判決 (最大判平成元年 3 月 8 日民集 43 卷 2 号 89 頁)

傍聴人のメモを取る行為を認めるか否かは、裁判長の法廷警察権に属する自由裁量事項とされ、一般に禁止されていた。日本の経済法の研究をしていたアメリカ人弁護士 X (ローレンス・レペタ) がある事件の裁判を傍聴し、メモ採取の許可を求めたが認められなかったため、この措置が憲法 82 条、21 条等に違反するとして、国家賠償を請求した。

最高裁判所は、82 条によって「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができる」が、それは「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることを認めたものではない」し、「傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているもので」もないとして、請求を斥けた。その一方で、「筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重される」し、「傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならない」とも判示した。

○ 外務省秘密漏洩 (西山) 事件 (最判昭和 53 年 5 月 31 日刑集 32 卷 3 号 457 頁)

1971 年 6 月に調印された沖縄返還協定に関する外務省の極秘電文を毎日新聞記者が外務省女性事務官から入手し、日本社会党の衆議院議員に流したため、事務官は国家公務員法 100 条 1 項違反、記者は同 111 条 (秘密漏示そそのかし罪) 違反として起訴された。

最高裁判所は、「報道機関の国政に関する取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、時としては誘導・唆誘的性質を伴うものであるから、報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようそそのかしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである」と判示した。しかし、記者が女性事務官と肉体関係をもつなど、「人格の尊厳を著しく蹂躪した」本件取材行為は、「法秩序全体の精神に照らし社会観念上、到底是認することのできない不相当なもの」であり、正当な取材活動の範囲を逸脱しているとした。

○ 「夕刊和歌山時事」事件（最大判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 975 頁）

人の名誉を毀損する行為であっても、それが「公共ノ利害ニ関スル事実」に係るもので、「公益ヲ図ル」目的でなされた場合、「真実ナルコトノ証明アリタルトキ」は処罰されない刑法 230 条ノ 2 第 1 項（平成 7 年法改正前のもの）を、最高裁判所は、「真実であることの証明がない場合でも、行為者が真実であると誤信し、それが確実な資料、根拠に照らして相当の理由があるときは、罪は成立しないと解釈した。

○ 岐阜県青少年保護育成条例事件（最判平成元年 9 月 19 日刑集 43 卷 8 号 785 頁）

「著しく性的感情を刺戟し、又は著しく残虐性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある」図書や、ポルノ写真・刊行物を知事が「有害図書」として指定し、それを青少年へ販売・頒布・貸付等することや、自動販売機へ収納することを禁止する条例の合憲性が争われた。

最高裁判所は、この指定処分が、税関検査事件と「北方ジャーナル」事件の判決の趣旨に徴し、検閲に当たらないことは明らかであると判示した。また、表現の自由との関係については、「有害図書」が、青少年の性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮を助長することは、すでに社会共通の認識となっていること、「自動販売機による有害図書の販売は、売手と対面しないため心理的に購入が容易であること、昼夜を問わず購入ができること、収納された有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激しやすいことなどの点において、書店等における販売よりもその弊害が一段と大きいといわざるをえない」として、青少年に対する関係はもとより、成人に対する関係でも、「有害図書の流通を幾分制約することになるものの、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約である」から、憲法 21 条 1 項に違反しないとした。